

# 住まいにお困りの方にも 安心して貸すことができる 「**居住サポート住宅**」を活用しませんか?



ポイント 01

安心して住宅を提供し、スムーズに福祉サービス につなぐことができる仕組みです

ポイント 02 居住サポート住宅の認定を受けることで、 補助金等の支援制度を活用することができます







# 安心して住宅を提供し、スムーズに支援につなぐ

# こんな不安・課題はありませんか?

空室を貸したいけど、 孤独死、家賃滞納など、 いろいろと心配・・・



#### 居住支援法人等



生活の安定のためには、 住まいと福祉サービス がどちらも必要。 スムーズにいかない・・・



# 居住サポート住宅で、できること

# 居住サポート住宅とは

大家さんと居住支援法人等が連携し、入居者の 状況等に応じて必要なサポートを行う住宅です。



### 日常のサポート

ICT 等による 安否確認

訪問等による 見守り

福祉サービス につなぐ

#### 福祉サービス



•福祉事務所 ・地域包括支援 センター 等

## こんな方が利用できます

居住サポート住宅には、「専用住宅」と「非専用住宅」の2種類があります。 専用住宅には、安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎの全てが必要な方(要援助者) のみが入居可能です。居住支援法人等がこれらのサポートを提供します。

- 専用住宅(要援助者のみ入居可)------



安否確認 見守り 福祉サービスへの つなぎ すべて提供

安否確認だけ提供





サポートなし



# 居住サポート住宅に活用可能な支援

## 様々な支援制度等を設けています

補助	補助対象	補助率等
改修費に係る補助	耐震・バリアフリー 改修 等	国直接補助*1:1/3 (国費限度額:50 万円/戸) 地方自治体を通じた補助*2 国1/3+地方1/3 (国費限度額:50 万円/戸)等
家賃低廉化補助	原則月収 15.8万円 以下の世帯 等	地方自治体を通じた補助 <sup>※2</sup> 国 1/2+地方 1/2 (国費限度額:2万円/戸・月)等
家賃債務保証等の 低廉化に係る補助	原則月収 15.8万円 以下の世帯 等	地方自治体を通じた補助 <sup>※2</sup> 国 1/2 + 地方 1/2 (国費限度額:3万円/戸・月)等
住替えに係る補助	原則月収 15.8万円 以下の世帯 等	地方自治体を通じた補助 <sup>※2</sup> 国 1/2+地方 1/2 (国費限度額:5万円/戸・月)等

- ※1「国直接補助」については、右記のQRコードより詳細をご覧ください。
- ※2「地方自治体を通じた補助」は地方公共団体が補助制度を設けている場合に 活用できる補助です。詳細は、地方公共団体にお問い合わせください。

詳しくは こちら



## 家賃滞納のリスクを軽減できます

- 〇認定家賃債務保証業者に認定された家賃債務保証業者は、居住サポート住宅に入居する 要配慮者の家賃債務保証を原則断りません。(右記のQRコードより詳細をご覧ください)
- 〇居住サポート住宅に生活保護受給者が入居する場合、原則として自治体から家主や管理会社等に 住居扶助費(家賃)や、生活扶助費(共益費)が代理納付されます。

詳しくは こちら



## 「居住サポート住宅」の認定を受けるには

居住サポート住宅の提供に関する「計画」を認定する制度です。 認定を受けるには、専用住宅の戸数や、入居者に提供するサポート、 住宅の構造や家賃に関する基準に適合する必要があります。

詳しくは



計画全体に関する 基準	○専用住宅を1戸以上設けること	等
サポートに関する 基準	○要援助者に対して、①1日1回以上の安否確認 ②月1回以上 の見守り ③福祉サービスへのつなぎを行うこと ○居住サポートの対価が不当に高額でないこと	等
住宅の八ードに 関する基準	○床面積が 18 ㎡以上であること (既存住宅の場合) ○耐震性を有すること ○台所、便所、浴室等を設置していること	等
家賃の基準	○家賃が近傍同種の賃貸住宅と均衡を失しないこと	等

#### 提供するサポートや専用住宅の位置は柔軟に運用できます

- ○要配慮者以外の入居者に対しては、安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎの提供は必須ではありません。 入居者の状況等に応じて個別に必要なサポートを行うことが可能です。
- 専用住宅の位置を固定する必要はありません。 入居状況に応じて位置の変更が可能です。



入居者に応じて専用住宅の位置の変更ができます。



## 申請の流れ

連携する大家さん、 居住支援法人等を 探す

- ・セーフティネット住宅 を登録している大家
- ・地域で活動する居住 支援法人
- ・地域の居住支援協議 会に参加している事 業者などを確認する ことが考えられます。

#### 認定基準の チェック

必要に応じて自治体にお問い合わせください。

#### オンライン 申請

「居住サポート住宅 情報提供システム」 から、管轄する自治 体に対して申請でき ます。

市区町村等(福祉事務所設置自治体)が認定します。 各自治体の窓口は情報提供システムから確認 できます。

#### 認定された計画は、web 上に公開されます。



詳しくは こちら



# Q&A

#### どのような単位で申請できますか?

1戸から申請することが可能です。また、同一市区町村内であれば、複数棟の住戸について 一つの計画に位置付けることも可能です。

#### 申請はだれが行うのですか?

居住サポート住宅の賃貸人となる者とサポートの提供を行う者が連名で申請します。また、 居住サポート住宅の賃貸人となる者がサポートの提供も行う場合は、1者で申請することも可能です。

#### 🕡 大家さんや居住支援法人以外も申請できますか?

大家さん、居住援法人のほか、不動産事業者や、サポートを提供する社会福祉法人・ NPO 法人などが申請者として想定されます。個人・法人は問いません。

#### 💽「安否確認」はどのような方法・頻度で行えば良いですか?

要援助者に対しては、1日1回以上の安否確認が必要です。常時作動し24時間以内に 異常の有無を検知する通信機器の設置や、訪問・電話等の方法が想定されます。

## 「見守り」はどのような方法・頻度で行えば良いですか?

要援助者に対しては、月1回以上の見守りが必要です。心身・生活の状況を確認するため、 対面訪問やテレビ電話等の方法が想定されます。

#### 🜘「福祉サービスへのつなぎ」は具体的に何をするのですか?

見守り等で把握した入居者の心身・生活の状況に応じて、必要な福祉サービスを受けられるよう、つなぎ先の公的機関・民間サービス事業者等の連絡先を入居者に提供し、入居者がつなぎ先に相談したことを確認することが必要です。つなぎ先への同行や、相談・サービス利用の調整等は必須ではありません。